

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」 等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
新規公開	IPO
承認前届出書を提出して行う IPO	承認前届出書方式の IPO
上場承認時に有価証券届出書を提出して行う IPO	現行方式の IPO

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●開示府令	
	▼第9条第9号	
1	承認前届出書は「株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的として募集又は売出しを行う必要があるとき」に提出するものとされている。承認前届出書の提出後に、親引け候補先に対して勧誘することも想定されるが、そのような勧誘が禁止されるわけではないと理解してよいか。	今般の改正は、2022年6月に公表された市場制度ワーキング・グループの中間整理や同年2月に公表された日本証券業協会のワーキング・グループ報告を踏まえ、上場承認から上場までの日程の短縮を図る観点から、上場承認前より機関投資家等に対して価格目線探索のためのヒアリングを行うべく、有価証券届出書(以下、「承認前届出書」といいます。)を提出する場合には、当該届出書における上場日程・株式数・価格に関する記載を柔軟化できるようにする趣旨のものです。
2	承認前届出書においては、「株券の募集又は売出しの相手方」を当該届出書の表紙等に付記することとされているところ、当該届出書の表紙等において、募集又は売出しの相手方として「機関投資家」と記載した場合、当該届出書の提出後、機関投資家ではない親引け候補先と、親引けに関する協議を行うことは可能か。	また、2022年11月の「スタートアップ育成5か年計画」や2023年6月の「成長戦略実行計画」において、スタートアップの促進に係る施策が掲げられている中、今般の改正は、上場承認から上場までの日程の短縮を図ることにより公開価格のディスカウントを抑え、スタートアップによるIPOの促進に寄与すると考えられます。
3	承認前届出書の提出時以降、上場承認日までの期間において、現行方式のIPOでは上場承認時に有価証券届出書を提出した後で行われている、コーナーストーン投資家を発掘するための機関投資家へのアプローチを行うことは妨げられないという理解でよいか。	具体的には、開示府令9条9号に掲げる場合には、発行会社は、上場承認までの間に、機関投資家や親引け候補先に対して募集又は売出しを行うため、上場日程・株式数・価格に関する

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>記載を柔軟化した承認前届出書を提出することが可能になります。したがって、開示府令上、承認前届出書の提出後に、親引け候補先やコーナーストーン投資家に対して募集又は売出しを行うことは可能です。</p> <p>なお、日本証券業協会において、承認前届出書方式のIPOは、上場承認前に、投資家の価格目線を調査するため、投資家に対して需要の状況に関する調査を行うことを目的とするものであり、一般に価格算定能力が高いと推定される機関投資家や親引け候補先との間でコミュニケーションを行うことができる旨を定めた留意事項が会員証券会社に対して発出されました。これを踏まえ、承認前届出書の表紙等に「株券の募集又は売出しの相手方」を記載いただくことが考えられます。</p>
4	<p>承認前届出書に記載を要しない事項として「発行数又は売出数及び売出価額の総額」が規定されているが（開示府令9条9号）、加えて、発行価額の総額も「未定」と記載できるようにすることを検討頂きたい。発行価額の総額の算定は、発行数に発行価格を乗じる形で算定されるところ、承認前届出書提出時点においては、想定発行価格及び発行数又は売出数は未定でありその算定は困難である。未定事項を未定のままとして投資家の需要見込のヒアリングを可能とする観点からは、売出価額の総額と差異をつけず、発行価額の総額も未定とすることが、発行会社又は売出人にとっての利便性向上に繋がると考えられる。発行価額の総額を「未定」と記載することはできないという背景は何か。</p>	<p>IPOにおいては、企業が、自社の成長戦略などを調達する資金とともに説明する、エクイティ・ストーリーを示すことが重要であるところ、募集の規模感を意味する、発行価額の総額を開示することは、投資家の投資判断にとって有益な情報を提供するという点において重要であると考えられます。そのため、今般の改正では、発行価額の総額について、「未定」と記載できるようにはしていませんが、発行会社において調達を計画している金額を積み上げること等によって算定した見込額を記載することが考えられます。</p> <p>他方で、承認前届出書の提出時点では、売出人と引受証券会社との間で価格目線の探索を開始する段階であり、売出価額の総額は「未定」と考えられます。そこで、今般の改正では、承認前届出書において、売出価額の総額を「未定」と記載できるようにしています。</p>
▼第二号の四様式		
5	<p>承認前届出書の表紙等に付記することとされている「株券の募集又は売出しの相手方」とは機関投資家を指しているという理解でよいか。また、機関投資家の具体的な名称を記載することは求められていないという理解でよいか。</p>	<p>今般の改正は、上場承認前より、機関投資家等に対して価格目線探索のためのヒアリングを行うべく、上場日程・株式数・価格に関する記載を柔軟化した承認前届出書を提出することができるようにする趣旨のものです。</p>
6	<p>「株券の募集又は売出しの相手方」を承認前届出書の表紙等に記載することとされているが、個々の投資家を特定する形で記載する必要はな</p>	<p>他方、承認前届出書においては、（機関投資家以外の）一般投資家に対する情報提供の観点から、承認前届出書を使用する場合のIPOのプ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	く、例えば「機関投資家等」などと一定の属性を示せばよいか。	ロセス(すなわち、上場承認前には機関投資家等に対して価格目線探索のためのヒアリングが行われ、上場承認後に一般投資家も含めて募集又は売出しが行われるというプロセス)がわかりやすく記載されていることも重要であると考えられます。この観点を踏まえ、承認前届出書の表紙等には、上場承認前の「株券の募集又は売出しの相手方」を記載することが必要になります。
7	「株券の募集又は売出しの相手方」を承認前届出書の表紙等に付記することとされているが、相手方の記載としてどの程度具体的な記載が必要か。今般の改正の趣旨からすれば、一般投資家を対象とするものではないことが分かれば足り、例えば、「機関投資家」といった属性に関する記載のみでも足りるという理解でよいか。	なお、日本証券業協会において、承認前届出書方式のIPOは、上場承認前に、投資家の価格目線を調査するため、投資家に対して需要の状況に関する調査を行うことを目的とするものであり、価格算定能力が高いと推定される機関投資家や親引け候補先との間でコミュニケーションを行うことができる旨を定めた留意事項が会員証券会社に対して発出されました。これを踏まえ、承認前届出書の表紙等に「株券の募集又は売出しの相手方」を記載する場合には、例えば、上場承認前には、投資家に対して需要の状況に関する調査を行うことを目的として、価格算定能力が高いと推定される機関投資家や親引け候補先との間でコミュニケーションを行う旨記載することが考えられます。
8	承認前届出書提出後に、機関投資家ではない親引け候補先と協議を行う場合において、承認前届出書の表紙等には、「株券の募集又は売出しの相手方」として、親引け候補先について、どの程度具体的な記載が必要か。例えば、「親引け候補先」といった記載や「業務提携先」といった属性の記載で足り、名称の記載までは不要という理解でよいか。	なお、上記の改正の趣旨や日本証券業協会の留意事項からすれば、「株券の募集又は売出しの相手方」について、具体的な個社の名称の記載までは不要であると考えられます。
9	「多数の者」に対して募集又は売出しを行うときは訂正届出書を提出するとの規定があるが、「多数の者」とは何を意味しているのか。需要の状況に関する調査において「多数の者」に対して勧誘を行うことも想定されるので、「需要の状況に関する調査を超えた当該株券の募集は…」などとするほうが適切と思われるがどうか。	「多数の者」とは、一般投資家を含む不特定多数の者を指します。したがって、投資者の需要の状況に関する調査を行う対象(機関投資家)や親引け候補先とは異なります。
10	上場承認後であっても上場日を柔軟に変更出来ることを前提とした場合、開示府令2号の4様式の記載事項のうち、申込期間、払込期日、株式受渡期日については、上場会社における公募増資と同様に、条件決定日の時期に応じて、開示ガイドライン5-8に基づき、例えば、以下のように書き分けておけば、条件決定日の決定と同時にこれらの日付が確定する場合であっても、	ご指摘の前提が必ずしも明らかではありませんが、上場会社における公募増資の場合と異なり、IPOの場合は、発行会社は未上場であり、上場日の設定の在り方については、証券取引所における検討も必要となると考えられます。したがって、承認前届出書を使用するか否かにかかわらず、IPOの場合においては、上場日の設定・変更にあたって、証券取引所との間で個別事案に

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>開示ガイドライン8-4ロ①により、条件決定日の当日又は翌日に有価証券届出書の効力が発生するとの理解でよいか。また、この取扱いは、承認前届出書を提出する方式と上場承認日に有価証券届出書を提出する方式のいずれの場合も認められるという理解でよいか。</p> <p>「発行価格等決定日が●年●月●日(●)の場合、申込期間は「自 ●年●月●日(●) 至 ●年●月●日(●)」、払込期日は「●年●月●日(●)」</p> <p>発行価格等決定日が●年●月●日(●)の場合、申込期間は「自 ●年●月●日(●) 至 ●年●月●日(●)」、払込期日は「●年●月●日(●)」</p> <p>となります。」</p>	<p>応じた検討を行う必要があると考えられます。</p> <p>かかる検討を行った上で、上場日が一定の期間の範囲内で変更されるため、上場日に紐づく日程や発行価格等決定日もその範囲内で変更される旨が記載されている場合には、個別事案に応じた検討が必要ですが、ご指摘のように記載することが考えられます。</p>
11	<p>開示府令9条9号に基づき「未定」と記載することができる事項、開示ガイドライン5-8-2-3に基づき「一定の期間」での記載をすることができる事項、開示ガイドライン5-8-2-2及び5-8-3に基づき記載しないことができる事項について、これらの事項の決定は、上場承認日までに行う必要はなく、有価証券届出書の効力発生との関係では、いずれも証券情報に関する事項に係る訂正のため、開示ガイドライン8-4イに基づき、効力発生予定日の中1営業日前までに行えば足りるという理解でよいか。仮にそうでない場合、効力発生規制との関係ではこれらの事項につき、いつまでに決定すればよいか。</p>	<p>承認前届出書方式のIPOに際して、上場承認日に提出される訂正届出書においては、現行方式の上場承認日に提出される有価証券届出書と同程度の内容を記載いただくことが考えられます。</p> <p>具体的には、承認前届出書方式のIPOにおいて、上場承認後には一般投資家に対しても募集又は売出しが行われるため、一般投資家の投資判断にとって有益な情報を提供する観点から、上場承認日に提出される訂正届出書においては、現行方式の上場承認日に提出される有価証券届出書と同様に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示ガイドライン5-8-2-3に基づき「一定の期間の範囲」により記載することができる事項については、具体的な日付を記載すること、 ・開示ガイドライン5-8-2-2及び5-8-3に規定する価格関連の事項は、(これまで仮条件として示されてきたのと同様、)一定の幅をもった数値を記載すること、 ・開示府令9条9号に基づき「未定」と記載することができる事項は、具体的な数値を記載すること <p>が考えられます。</p> <p>なお、有価証券届出書の効力発生については、個別事案に応じて検討することが必要になると考えられます。例えば、訂正の内容が、仮条</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>件の範囲外の一定の範囲で公開価格を決定するものや、売出株数を一定の幅で変更するものである場合には、開示ガイドライン8-4ロ②が適用されると考えられます。</p>
●開示ガイドライン		
▼5-8-2-2及び5-8-3		
12	<p>「発行価額の総額」については、例えば、手取金の資金使途を踏まえた発行会社としての調達希望額の概算額等を記載することでよいか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、算定根拠の記載は要しないとしても、エクイティ・ストーリーに照らして、合理的根拠のある数値を記載いただく必要があると考えられます。</p>
13	<p>開示ガイドライン5-8-2-2及び5-8-3は、「算定根拠」である想定発行価格を記載しない選択肢もあることを明確化したものと認識しているが、それぞれのただし書において、承認前届出書については「算定根拠の記載を要しない」と規定されている。しかし、それぞれの本文に規定された「見込額についての算定根拠を記載することができる」との文言をあわせ考えると、承認前届出書以外の届出書について、算定根拠の記載が必要か否か、かえって不明瞭であると思われる。また、現行方式のIPOにおいて、有価証券届出書には想定発行価格の記載がなされていることも踏まえると、「これらの見込額についての算定根拠を記載しないことができる。」と修正し、算定根拠を開示しない選択肢があることを明示することが望ましいのではないか。</p>	<p>現行方式のIPOにおいて、開示府令上、当該届出書に想定発行価格等の算定根拠の記載が求められているわけではありませんが、実務上、当該算定根拠を記載する取扱いがみられています。今般の改正では、このような実務を確認する趣旨から、当該算定根拠を記載できることを明確化していますが、記載を義務付けるものではありません。他方、承認前届出書方式のIPOにおいては、投資家の価格目線の先入観となる情報を除去する観点から、承認前届出書において当該算定根拠を開示することは不要であることを明確化しています。</p> <p>なお、承認前届出書方式のIPOを実施する場合であっても、投資家の価格目線の先入観への懸念はなく、むしろ、投資家の投資判断にとって有益な情報を提供することとなると考えられる場合には、これまでの実務を参考に、当該算定根拠を任意に記載することも考えられます。</p>
14	<p>開示ガイドライン5-8-2-2の「見込額についての算定根拠」及び同5-8-3の「見込額…の算定根拠」（いわゆる1株当たりの想定価格）については、「記載することができる」とされているため、開示府令9条9号に基づき承認前届出書を提出する場合以外の場合において、開示府令2号の4様式に基づく有価証券届出書に当該算定根拠を記載することは必須ではない、すなわち、現行方式のIPOにおいても、想定発行価格をもとにした算定根拠の記載は必須ではなく記載しないこともできるという理解でよいか。その場合、ただし書きの「記載を要しない」というのは、あくまで確認的な趣旨の規定という理解でよいか。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼5—8—2—3		
15	<p>2022年2月28日付「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書においても提言されている通り、今般の改正は、上場承認日より前に有価証券届出書を提出する場合に、「市場環境等を踏まえた柔軟な上場日を設定する」ことを企図したものと認識している。</p> <p>他方、改正案のように、あらかじめ、上場日に紐づく日程が「一定の期間の範囲」で開示される場合であっても、投資家からは上場の予定について所与のものと捉えられ、発行会社又は売出人にとって、市場環境や機関投資家からの株価目線等を踏まえて、IPOを実施できるかどうかを判断するための実質的な余地が損なわれることに繋がると考えられる。特にファンドが関与する案件においては、投資家の株価目線が想定よりも低い場合には、並行してIPOに代わるイグジット手法を検討するケースも想定され得る。これらの観点を踏まえ、上場日等については「未定」と記載できるようにすることを検討頂きたい。</p> <p>なお、今般の改正は、米国のS-1制度を参考にしていると考えられるところ、当該S-1制度においても条件決定日等は空欄となっており、本邦市場においても上場予定日等を未定とすることは整合性があると考えられる。これについて、本邦市場においては上場予定日等を記載すべきであるとされる背景は何か。</p>	<p>承認前届出書の提出時においては、上場日が未確定であり、上場日に紐づく日程を確定日付で記載することはできないと考えられます。他方、承認前届出書を提出する段階では、投資家に対して価格目線に関するヒアリングを行おうとする段階であって、上場承認に向けた手続も一定程度進んでいることが考えられます。そのような状況の中、上場日に紐づく日程を「未定」とのみ記載することは、一般投資家に対して有益な情報を提供する観点から不十分であると考えられます。</p> <p>そのため、今般の改正により、上場日に紐づく日程について、「一定の期間の範囲」での記載が求められます。なお、開示府令上、確定日付で記載することが求められているわけではないため、承認前届出書の提出後においても、市場環境や機関投資家からの株価目線等を踏まえたIPO実施可否の判断は支障なく可能であると考えられます。また、個別の事案の状況に応じ、機関投資家等の需要の状況に関する調査を踏まえてIPOの実施を判断する旨を、承認前届出書に記載することが考えられます。</p>
16	<p>「一定の期間」の長短については特に制約はなく、例えば、1年以上の期間とすることも可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>「一定の期間」について、期間の区切りはありませんが、承認前届出書を提出する段階では、投資家に対して価格目線に関するヒアリングを行おうとする段階であって、上場承認に向けた手続も一定程度進んでいることが考えられます。そのため、「一定の期間」として、承認前届出書の提出後に実施する投資家に対するヒアリングの期間を踏まえた、適切な期間を設定していただくことが考えられます。</p>
17	<p>「一定の期間」を記載した承認前届出書を提出した後、当該期間を事後的に訂正することは可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。ただし、上場日に紐づく日程に係る訂正届出書の提出時期によっては、承認前届出書に記載された財務情報や企業情報等を更新することが必要になることが考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	▼7-2-2	
18	<p>開示ガイドライン7-2-2は、承認前届出書には(その時点における)直近の監査報告書の添付が必要であるが、上場承認時の訂正届出書においても(その時点における)直近の監査報告書(証券取引所に提出するIの部に添付するものと同時点のもの)の添付が必要である、という趣旨でよいか。</p> <p>すなわち、上場承認時に添付する「直近の監査報告書」について、承認前届出書に添付した監査報告書の内容から変更がある場合には変更後の監査報告書を添付することとし、内容に変更がない場合であっても証券取引所に提出する「Iの部」に添付する監査報告書の日付と同一の日付に更新した監査報告書を添付することを想定しているという理解でよいか。</p> <p>また、「直近の監査報告書」とは、直前事業年度に係る監査報告書及び当事業年度における四半期財務諸表に係る「四半期レビュー報告書」も合わせた、当該届出書において記載すべき「監査報告書及び四半期レビュー報告書」を指しているという理解でよいか。</p>	<p>開示ガイドライン7-2-2は、仮に、承認前届出書において掲載された財務諸表の数値が上場承認日までに変更されない場合であっても、上場承認時点での新しい情報を一般投資家に対して提供することは重要であるという観点を踏まえ、上場承認日に提出される訂正届出書において財務諸表を記載し、それに対する監査報告書を添付することが必要である旨を明確化するものです。当該監査報告書は、別途証券取引所に提出する「Iの部」に添付する、監査報告書の日付と同一の日付になるものと考えられます。</p> <p>かかる趣旨をより明確化するため、開示ガイドライン7-2-2について、財務諸表の記載が必要であることを明記するとともに、ご指摘を踏まえ、「直近の監査報告書」を「係る監査報告書」という文言に修正しました。</p> <p>また、「監査報告書」とは、当該届出書において記載すべき監査報告書及び四半期レビュー報告書を指します。</p>
19	<p>開示ガイドライン7-2-2が新設されているが、このうち「直近の監査報告書を添付する」とは、上場承認日に提出される訂正届出書に対して新たに監査報告書を発行し、これを当該訂正届出書に添付するという意味であると考えられる。そのため、開示ガイドライン7-2-2における、「直近の」という文言を「係る」という文言に修正した方が良いのではないか。</p>	
20	<p>開示ガイドライン7-7において、届出の効力発生以降、最近連結会計年度の次の通期、四半期、又は半期の財務諸表について監査証明を受けた場合には、自発的訂正届出書を提出することが必要である旨が規定されているが、承認前届出書の提出から上場承認日まで一定の期間が生じるとき、当該規定により複数回の訂正が必要となる場合があるという理解でよいか。</p> <p>また、実務上、目論見書の校了等の兼ね合いで、上場承認時に提出する訂正届出書に係る監査証明を上場承認日の数日前に発行するところ、当該監査証明の発行時点をもって、開示ガイ</p>	<p>前者のご指摘については、ご理解のとおりです。</p> <p>後者のご指摘については、個別事案に応じて検討する必要がありますが、ご指摘の、上場承認日に提出される訂正届出書に係る監査証明が上場承認日の数日前に発行される場合には、当該監査証明の発行時点ではなく、上場承認日に提出される訂正届出書に監査報告書を添付すれば足りると思われれます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ドライン7-7の「監査証明を受けた場合」に該当し、承認前届出書の提出後、上場承認日の数日前の時点で、自発的訂正届出書を提出する必要はないという理解でよいか。</p>	
●その他		
21	<p>承認前届出書の提出を行った場合、提出者は金商法24条1項3号の規定により、有価証券報告書を提出しなければならない会社に該当するという理解である。そのため、承認前届出書の提出以降、実際の上場承認までの時期が一定程度長期に及ぶ場合に、タイミングによっては有価証券報告書、半期報告書(四半期報告書の提出は不要と認識している)の提出が必要となり得ると認識している。</p> <p>これらの継続開示書類の作成については、上場準備会社にとって相応に負荷が大きい一方、目論見書を用いた多数の者を相手方とする募集又は売出しは上場承認以降に行われることを踏まえると、承認前届出書方式において、継続開示義務を課すことが必要かどうか、検討の余地があると思われる。そこで、継続開示の観点から、金商法24条1項ただし書の「有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたとき」に該当し、承認前届出書提出会社の負担が軽減されるような場合はあるか。</p>	<p>例えば、X年度に、X-1年度に係る財務諸表が掲げられた承認前届出書を提出した場合は、X-1年度に係る有価証券報告書を提出する必要はありません(金商法24条1項3号、同条3項、開示府令16条の2第2号)。他方、X年度については、X年度経過後3か月以内に、X年度に係る有価証券報告書の提出が必要となります(金商法24条1項3号、開示ガイドライン24-1)。</p> <p>ただし、有価証券報告書について、金商法24条1項ただし書、金商法施行令4条2項3号、開示府令16条2項より、有価証券報告書の提出を要しない旨の承認がなされることもあり得ると考えられます。</p> <p>もっとも、X年度に係る発行会社の財務情報や企業情報は、X-1年度の情報から大きく更新されていることが考えられます。そのため、投資家の投資判断にとって重要な情報を提供する観点から、X年度経過後3か月間を超えた時点において、X-1年度に係る発行会社の財務情報や企業情報のみが記載された承認前届出書を用いて、投資家に対して価格目線に関するヒアリングを行うことは適切ではないと考えられます。したがって、個別事案に応じて検討する必要がありますが、例えば、X年度経過後3か月間を超えた時点において、X-1年度の財務情報や企業情報を記載した承認前届出書を用いて、投資家に対して価格目線に関するヒアリングを行う際には、X-1年度の財務情報や企業情報を記載した承認前届出書を取下げ、X年度の財務情報や企業情報を記載した承認前届出書を新たに提出することが考えられます。</p> <p>半期報告書については、承認前届出書提出日が、X年度開始の日から6か月以内の日である場合にのみ、X年度が開始した日以後6か月間に係る半期報告書を提出することが必要になります(開示ガイドライン24の5-3)。なお、X年度開始の日から6か月を経過した日から起算して3か月以内の期間に、承認前届出書に係る株</p>
22	<p>承認前届出書を提出した場合、その効力発生前であっても、金商法24条1項3号に基づき、発行会社は当該届出書の提出時から有価証券報告書の提出義務を負うことになるという理解でよいか。その場合、承認前届出書の提出後、株券が上場するまでの間、事業年度が12か月間である発行会社が負う継続開示義務については、以下のとおりという理解でよいか。また、事業年度や定時株主総会を跨ぐ時期において、投資家に対してヒアリングを行う場合には、承認前届出書は一旦取り下げることが求められるか。</p> <p>なお、以下のいずれの継続開示書類についても、承認前届出書の訂正届出書において同様の事項を開示するのであれば、投資家に対する開</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>示としては内容が重複することになると思われる。また、投資家はこの時点では上場に係る株式についての最終的な投資判断を取得していないため、発行開示に加えて継続開示を行う必要性にも乏しく、上場前の発行会社の負担に鑑み、これらの継続開示書類については提出不要とする法令改正又は解釈が示されることが望ましいと思われる。</p> <p>(1) 有価証券報告書 金商法24条1項3号に基づき提出義務を負う。ただし、承認前届出書提出後、事業年度経過後3か月の期間の末日(例:3月決算の会社の場合の6月末)が到来したとしても、当該事業年度に係る財務諸表を記載した訂正届出書を提出する場合、又は、承認前届出書を一旦取り下げ、当該事業年度に係る財務諸表を記載した有価証券届出書を新たに提出する場合には、法24条3項及び開示府令16条の2第2号に基づき、有価証券報告書の提出は不要である。</p> <p>(2) 半期報告書 法24条の5第1項、24条1項3号に基づき、提出義務を負う。承認前届出書の提出日が事業年度開始日から6ヶ月以内の場合で、当該事業年度開始日から9ヶ月が経過するまでに株券等が上場していない場合(例:3月決算の会社が9月に承認前届出書を提出し、同年12月末までに上場日を迎えなかった場合)には、開示ガイドライン24の5—3に基づき、半期報告書の提出が必要であり、当該中間期に係る中間財務諸表を記載した訂正届出書を提出しても半期報告書の提出は免れない。他方、承認前届出書の提出日が事業年度開始日から6ヶ月経過後の場合(例:3月決算の会社が1月に承認前届出書を提出した場合)は、当該事業年度に関する半期報告書の提出は不要である。</p> <p>(3) 臨時報告書 開示府令19条2項各号の事由が生じた場合、遅滞なく、臨時報告書の提出が必要である。なお、承認前届出書提出後、海外の投資家に対して投資者の需要の状況に関する調査を目的とす</p>	<p>券が上場したときであり、かつ、開示府令8条2項の規定により、開示府令2号の4様式による有価証券届出書(第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したもの)を提出していない場合には、開示ガイドライン24の5—4に基づき、半期報告書の提出が必要になると考えられます。</p> <p>もっとも、承認前届出書提出日が、X年度開始の日から6か月以内の日である場合であって、X年度開始の日から6か月を経過した日から起算して3か月以内の期間に、当該届出書に係る株券が上場しないときであっても、当該期間内に、当該届出書の訂正届出書(第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したもの)が提出されるときには、当該財務諸表の公表に伴い、届出書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の欄等の情報も更新されると考えられ、その結果、半期報告書と同様の情報が開示されると考えられます。</p> <p>そこで、上記の場合には、半期報告書の提出は不要である旨、開示ガイドライン24の5—3において明確化しました。ただし、第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載した訂正届出書においては、当該財務諸表の公表に伴い、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の欄等の情報も更新することが必要になると考えられます。</p> <p>なお、有価証券報告書の提出を要しない旨の承認がなされた場合には、「有価証券報告書を提出しなければならない会社」に該当しなくなる結果、半期報告書の提出義務は消滅すると考えられます。</p> <p>また、臨時報告書については、開示府令9条9号に規定する株券の募集又は売出しであり発行価額又は売出価額の総額が1億円以上であるものが本邦以外の地域において行われる場合には、臨時報告書の提出事由となる開示府令19条2項1号に規定する場合に該当すると考えられます。この場合、当該募集又は売出しが本邦以外の地域と並行して本邦で開始された場合(同号かつこ書に規定する場合)には、臨時報告</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>る募集または売出しを行う場合には、開示府令19条2項1号に基づき臨時報告書の提出が必要となり得る。</p>	<p>書の提出を不要とすることができますが、他方で、承認前届出書の提出日と同日に臨時報告書を提出することもできます。また、当該臨時報告書は、承認前届出書において記載しなかった事項(開示府令9条9号に定める事項)を「未定」と記載したまま、提出することも可能であると考えられます。</p> <p>そこで、以上の旨を、開示ガイドライン24の5-8-2において明確化しました。</p>
23	<p>承認前届出書を提出し、その後、同届出書を取り下げた場合には、その他の理由により金商法24条1項各号の事由に該当しないことを前提とすれば、発行会社は、当該取下げ後、有価証券報告書・半期報告書・臨時報告書の提出義務を負わないという理解でよいか。また、当該取下げ後であれば、発行会社は、同法27条の2第1項に規定する「有価証券報告書を提出しなければならない発行者」には該当せず、取り下げた届出書に係る株券の買付け等について、公開買付けによることは不要という理解でよいか。</p>	<p>金商法24条1項各号に掲げる有価証券に該当しないことを前提に、ご指摘の承認前届出書の取下げ後であれば、いずれもご理解のとおりです。</p>
24	<p>上場承認前に、本邦と同時に海外市場においても募集又は売出しを行うに当たって臨時報告書を提出する場合、提出時点で記載できない事項は「未定」と記載したうえで、承認前届出書の提出と同日に、当該臨時報告書を提出するという理解でよいか。</p>	<p>上場承認前に、開示府令9条9号に規定する株券の募集又は売出しであり発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域においても並行して行われる場合には、臨時報告書の提出事由となる開示府令19条2項1号に規定する場合に該当すると考えられます。この場合において、当該募集又は売出しが本邦以外の地域と並行して本邦で開始された場合(同号かつこ書に規定する場合)には、臨時報告書の提出を不要とすることができますが、他方で、承認前届出書の提出日と同日に臨時報告書を提出することもできます。また、当該臨時報告書は、承認前届出書において記載しなかった事項(開示府令9条9号に定める事項)を「未定」と記載したまま、提出することも可能であると考えられます。</p> <p>以上の旨を、開示ガイドライン24の5-8-2において明確化しました。</p>
25	<p>所謂グローバルIPOにおいては、承認前届出書と共に臨時報告書も提出される場合もあると考えられるが、当該臨時報告書の記載についても大半が未定となることが想定される。そうであっても、承認前届出書の提出時点で記載できる事項を記載すれば、臨時報告書の記載要件を満たしているという理解でよいか。</p>	<p>上場承認前に、開示府令9条9号に規定する株券の募集又は売出しであり発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域においても並行して行われる場合には、臨時報告書の提出事由となる開示府令19条2項1号に規定する場合に該当すると考えられます。この場合において、当該募集又は売出しが本邦以外の地域と並行して本邦で開始された場合(同号かつこ書に規定する場合)には、臨時報告書の提出を不要とすることができますが、他方で、承認前届出書の提出日と同日に臨時報告書を提出することもできます。また、当該臨時報告書は、承認前届出書において記載しなかった事項(開示府令9条9号に定める事項)を「未定」と記載したまま、提出することも可能であると考えられます。</p> <p>以上の旨を、開示ガイドライン24の5-8-2において明確化しました。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
26	<p>承認前届出書の提出時点においては、目論見書の作成及び投資家への交付は必須ではなく、上場承認後に目論見書を作成し投資家に交付することも可能という理解でよいか。</p>	<p>承認前届出書の提出以後上場承認日までの間に、開示府令9条9号に規定する株券の募集又は売出しが行われる場合には、金商法13条1項本文より、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成する必要があります。</p> <p>もっとも、かかる期間内においては、株式を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることは行われることはありません。そこで、金商法15条2項本文より、かかる期間内においては、目論見書の交付は義務付けられません。</p> <p>他方で、上場承認日以降においては、株式を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることが行われるまでに目論見書を交付する必要があると考えられます（金商法15条2項本文）。</p>
27	<p>特定有価証券開示ガイドラインの冒頭には、「開示に関する一般的な留意事項については企業内容等開示ガイドラインを参照する」とあり、同様のニーズはREIT、インフラファンド及びベンチャーファンドにおいても現に存在する。</p> <p>REIT、インフラファンド及びベンチャーファンドについても、投資家保護の観点では何ら懸念はないものと考えられ、実務上のニーズも存在することから、今般の改正と同趣旨の制度が利用可能となるよう検討を要望する。</p>	<p>今般の改正は、2022年6月に公表された市場制度ワーキング・グループの中間整理や同年2月に公表された日本証券業協会のワーキング・グループ報告を踏まえ、上場承認から上場までの日程の短縮を図る観点から、上場承認前より機関投資家等に対して価格目線探索のためのヒアリングを行うべく、承認前届出書を提出する場合に、上場日程・株式数・価格に関する記載を柔軟化できるようにする趣旨のものです。そのため、REIT等のIPOにおける取扱いについては、今後、具体的な要望等を踏まえた上で、必要に応じて検討してまいります。</p>
28	<p>東証ベンチャーファンド市場に上場している銘柄は現時点で存在しないことから、現時点で課題は実際には発生していないが、令和4年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理において課題として示された、上場日程の短縮化や日程設定の柔軟化については、東証ベンチャーファンド市場へ上場しようとする場合においても同様に課題として想定される。</p> <p>投資法人を除外すべき特段の理由は見当たらないと考えられるため、投資法人において適用される特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令についても、今般の開示府令の改正と同様に改正されるよう検討を要望する。</p>	<p>今後、具体的な要望等を踏まえた上で、必要に応じて検討してまいります。</p>